

競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名 : コーセン建設株式会社
業者の住所 : 大阪府大阪市東住吉区東田辺 1 - 1 5 - 8
2. 競争参加停止措置期間 : 2022 年 10 月 17 日 ~ 2022 年 12 月 25 日
(10週間)

3. 事 実 概 要 :

コーセン建設株式会社は、2022年8月8日付けで建設業許可部局（大阪府）より、以下の監督処分を受けた。

①17日間の営業停止処分

大阪市内の民間発注工事において、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して下請業者に請け負わせたことや、建設業法第24条の8第1項の規定に違反し、虚偽の施工体制台帳を作成したことなどによる。

②指示処分

大阪市内の2つの民間発注工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反し、専任要件を満たさない監理技術者を工事現場に配置したことによる。

4. 競争参加停止措置理由 :

コーセン建設株式会社が建設業許可部局から建設業法に基づく監督処分（営業停止処分及び指示処分）を受けたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第12号（建設業法違反行為）に該当するため。

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措 置 要 件	期 間
1 ~ 1 1 略	
1 2 近畿地区の地域内において、建設業法（昭和24年法律第 100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
1 3 ~ 1 5 略	